

#### IV 教員組織

##### 1-1 全学の教員組織

(表19)

学部・学科、研究科・ 専攻、研究所等		専任教員数										助手	備考
		教授		准教授		講師		助教		計			
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		
商学部	商学科									0	0	0	
経営学部	経営学科	12	2	2						14	2	0	
	会計ファイナンス学科	9	1	2						11	1	0	
経営学部 計		21	3	4	0	0	0	0	0	25	3	0	
経済学部	経済学科	9	1	5		3	1			17	2	0	
人文学部	人間科学科	14	4	8		1				23	4	0	
	英語英米文学科	6	1	3		4	2			13	3	0	
	臨床心理学科	10	3	1		1				12	3	0	
	こども発達学科	9	3	1						10	3	0	
人文学部 計		39	11	13	0	6	2	0	0	58	13	0	
法学部	法律学科	12		6	1	2	1			20	2	0	
社会情報学部	社会情報学科	10		4						14	0	0	
法学研究科	法学専攻	1	1							1	1	0	
臨床心理学研究科	臨床心理学専攻									0	0	0	
地域社会マネジメント研究科	地域社会マネジメント専攻	1								1	0	0	
(その他の組織)													
総合教育センター										0	0	0	
札幌学院大学総合研究所										0	0	0	
合 計		93	16	32	1	11	4	0	0	136	21	0	

- [注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載してください。
- 2 専門職大学院については、該当する研究科（または専攻名）の後に「（専門職）」と付記してください。
- 3 教育組織と教員組織が異なる場合は、専任教員が在籍しなくても、まず教育組織を記載し、その後に教員組織を記載し、当該教員組織に専任教員数を記入してください(次ページ記入例参照)。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。
- 5 本表においては、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」についても、専任教員数に含めて記入してください。
- 6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（教育研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」の欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。専任者以外の特任者等については記入しないでください。
- 7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないでください。

1-2 学部の教員組織

(表19-2)

学部・学科等		専任教員数										助手	設置基準上 必要専任 教員数	専任教員1人 当たりの 在籍学生数 (表14(B)/計 (A))	兼 任 教員数	備 考
		教授		准教授		講 師		助教		計 (A)						
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)					
商学部	商学科									0	0	0	—	—	11	TA : 1名
経営学部	経営学科	12	2	2						14	2	0	10	21.1	2	
	会計ファイナンス学科	9	1	2						11	1	0	8	10.4	3	
経営学部 計		21	3	4	0	0	0	0	0	25	3	0	18	16.4	5	
経済学部	経済学科	9	1	5		3	1			17	2	0	14	46.7	20	TA : 6名
人文学部	人間科学科	14	4	8		1				23	4	0	12	24.7	33	12名で認可 TA : 1名
	英語英米文学科	6	1	3		4	2			13	3	0	6	22.2	11	
	臨床心理学科	10	3	1		1				12	3	0	6	35.5	7	TA : 3名
	こども発達学科	9	3	1						10	3	0	6	20.1	10	
人文学部 計		39	11	13	0	6	2	0	0	58	13	0	30	25.6	61	
法学部	法律学科	12		6	1	2	1			20	2	0	14	38.1	11	
社会情報学部	社会情報学科	10		4						14	0	0	14	27.1	13	TA : 7名
総合教育センター										0	0	0			88	TA : 32名
大学全体の取容定員に応じ 定める専任教員数													39			
合 計		91	15	32	1	11	4	0	0	134	20	0	129		209	

- [注] 1 「専任教員数」については、(表19)のうち、学部教育を担当する専任教員について作表してください。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等の学部教育を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の学部教育担当組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。
- 3 「専任教員数」欄には、大学院研究科等の専任で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても専任として授業を担当している教員数も含めて記入してください。その場合、(表19-3)及び(表19-4)の専任教員が、本表においても専任教員に算入されます。たとえば、大学院研究科に専任教員が配置され、学部教育が専ら研究科の専任教員によって行われている場合がこの典型的な例です。
- 4 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学設置基準における必要専任教員数に留意して、学部教育担当専任教員数を適切に記入してください。
- 5 当該学部・学科の専任であっても、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないでください。
- 6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者(研究条件等において専任教員と同等の者)のみを「専任教員数」欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄(左側)に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。専任者以外の特任者等については「兼任教員数」欄に含めて記入してください。
- 7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複記入しないでください。
- 8 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数を記入してください。併設短期大学からの兼務者も「兼任教員数」の欄に含めてください。なお、国立大学所属教員については、「兼任」「兼任」を共に「併任」としている場合もありますが、学外からの併任者は「兼任教員数」欄に同一の兼任教員が複数の学科を担当する場合は、それぞれ記入してください(重複可)。大学の状況によっては、兼任教員数の欄は学科ごとではなく学部全体で記述しても結構です。
- 9 「設置基準上必要専任教員数」欄には、大学設置基準別表第一、第二をもとに算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに備考欄にその旨を記述してください。
- 10 「助手」欄には、大学院研究科等の専任で学部の業務にも従事している助手数も含めて記入してください。
- 11 専任教務補助員(例えば、いわゆる副手、実験補助員等)、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入してください。

1-3 大学院研究科の教員組織（専門職大学院を除く）

(表19-3)

研究科・専攻			専任教員数										助手	専任教員のうち		設置基準上必要専任教員数		兼任教員数	備考
			教授		准教授		講師		助教		計			研究指導教員数	研究指導補助教員数	研究指導教員数	研究指導補助教員数		
			特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)									
法学研究科	法学専攻	修士課程	13	1	2	0	0	0	0	0	15	1	0	11(11)	0	5(4)	5	6	
臨床心理学研究科	臨床心理学専攻	修士課程	11	3	1	0	1	0	0	0	13	3	0	7(6)	0	2(2)	3	3	
地域社会マネジメント研究科	地域社会マネジメント専攻	修士課程	14	0	8	0	0	0	0	0	22	0	0	14(12)	0	5(4)	4	17	
合計			38	4	11	0	1	0	0	0	50	4	0	35(33)	0	12(10)	12	26	

( ) 内は教授の数を内数で示す。

- [注] 1 専任教員については、(表19)のうち、大学院研究科の教育を担当する専任教員について専攻、課程ごとに記入してください。
- 2 専門職大学院については、既存の研究科の1専攻として置かれている場合であっても、次表(表19-4)により別に作表してください。
- 3 「専任教員数」欄には、学部・学科等の専任で、たとえば、その学部・学科等に基礎を置く当該研究科・専攻等においても専任として授業を担当している常勤教員数も含めて記入してください。その場合、前表(19-2)の専任教員が、本表にも専任教員に算入されます。
- 4 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学院設置基準等における必要専任教員数に留意して大学院研究科の教育を担当する専任教員数を適切に記入してください。
- 5 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者(研究条件等において専任教員と同等の者)のみを「専任教員数」の欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄(左側)に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。専任者以外の特任者等については「兼任教員数」欄に含めて記入してください。
- 6 「研究指導教員」とは、大学院設置基準第9条第1項各号に掲げる資格を有する教員を指し、「研究指導補助教員」とは、研究指導の補助を行い得る教員を指します。
- 7 「研究指導教員数」欄の( )には、教授の数を内数で記入してください。
- 8 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を同一の課程に重複して算入しないでください。1人の専任教員を修士課程と博士課程の両課程においてそれぞれ1専攻に限り専任とすることはできますが、どちらか一方の課程において、複数の専攻の専任とすることはできませんので、留意してください。
- 9 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数を記入してください。なお、国立大学所属教員については、「兼任」「兼任」を共に「併任」としている場合もありますが、学外からの併任者は「兼任教員数」欄に記入してください。  
同一の兼任教員が複数の学科を担当する場合は、それぞれ記入してください(重複可)。大学の状況によっては、兼任教員数の欄は専攻ごとではなく研究科全体で記入しても結構です。
- 10 「設置基準上必要専任教員数」欄には、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年文部省告示第175号)により算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに備考欄にその旨を記述してください。
- 11 「助手」欄には、学部・学科等の専任で大学院研究科の業務にも従事している助手数も含めて記入してください。
- 12 専任教務補助員(例えば、いわゆる副手、実験補助員等)、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入してください。

1-5 事務組織

(表19-5)

	部署名	専任職員		常勤嘱託職員	兼務職員	派遣職員	その他	計
			うち管理職					
法人業務系	事務局長	1	1	0	0	0	0	1
	総合政策部	0	0	0	0	0	0	0
	政策推進課	2	1	0	0	0	0	2
	広報課	2	1	0	0	1	0	3
	小計	4	2	0	0	1	0	5
	総務部	1	1	0	0	0	0	1
	総務課	6	1	0	3	2	0	11
	財務課	5	1	0	1	0	0	6
	小計	12	3	0	4	2	0	18
法人業務系 計	17	6	0	4	3	0	24	
大学業務系	学習支援室	1	1	0	0	0	0	1
	管財課	3	1	0	2	3	0	8
	情報処理課	5	1	0	2	2	0	9
	入試課	4	1	0	2	1	0	7
	教務部	1	1	0	0	0	0	1
	教務課	21	1	1	12	1	0	35
	大学院・研究課	5	1	0	1	12	0	18
	小計	27	3	1	13	13	0	54
	学生課	5	1	0	2	2	0	9
	キャリア支援課	6	1	1	2	1	0	10
	図書課	9	1	0	0	0	0	9
	大学業務系 計	60	10	2	23	22	0	107
合計	77	16	2	27	25	0	131	

- [注] 1 それぞれの部署について、業務の内容から「法人業務系」と「大学業務系」に大別して記載してください。
- 2 「専任職員」欄には、期間の定めのない雇用で、常時勤務している職員数を、「常勤嘱託職員」欄には、期間の定めはあるが、専任職員に準じた雇用形態をとっている職員数を、「兼務職員」欄には、雇用期間が6カ月以上の兼務している職員数を、「派遣職員」欄には、労働者派遣契約を締結することにより受け入れている職員数をそれぞれ記入してください。なお、いずれにも該当しない職員には、「その他」欄に記入してください。
- 3 部長・次長など「課」に属さない職員は、「部」でまとめて記入してください。
- 4 部単位に「小計」、各系ごとに「計」を入れ、それぞれ集計してください。
- 5 「助手」は含めないでください。

3 専任教員年齢構成

(表21)

学部・研究科	職位	71歳 以上	66歳～ 70歳	61歳～ 65歳	56歳～ 60歳	51歳～ 55歳	46歳～ 50歳	41歳～ 45歳	36歳～ 40歳	31歳～ 35歳	26歳～ 30歳	計	
経営学部	教授	0	2	7	5	3	2	2	0	0	0	21	
			(9.5%)	(33.3%)	(23.8%)	(14.3%)	(9.5%)	(9.5%)				100%	
	准教授	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	4	
						(25.0%)		(50.0%)	(25.0%)				100%
	専任講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学部計	0	2	7	5	4	2	4	1	0	0	0	25	
		(8.0%)	(28.0%)	(20.0%)	(16.0%)	(8.0%)	(16.0%)	(4.0%)				100%	
経済学部	教授	0	2	3	1	2	1	0	0	0	0	9	
			(22.2%)	(33.3%)	(11.1%)	(22.2%)	(11.1%)						100%
	准教授	0	0	0	0	2	0	1	2	0	0	5	
						(40.0%)		(20.0%)	(40.0%)				100%
	専任講師	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	
										(66.7%)	(33.3%)		100%
学部計	0	2	3	1	4	1	1	2	2	1	17		
		(11.8%)	(17.6%)	(5.9%)	(23.5%)	(5.9%)	(5.9%)	(11.8%)	(11.8%)	(5.9%)		100%	
人文学部	教授	0	5	13	6	10	1	4	0	0	0	39	
			(12.8%)	(33.3%)	(15.4%)	(25.6%)	(2.6%)	(10.3%)					100%
	准教授	0	0	1	3	0	2	3	3	1	0	13	
				(7.7%)	(23.1%)		(15.4%)	(23.1%)	(23.1%)	(7.7%)			100%
	専任講師	0	0	1	0	0	0	0	3	2	0	6	
				(16.7%)					(50.0%)	(33.3%)			100%
学部計	0	5	15	9	10	3	7	6	3	0	58		
		(8.6%)	(25.9%)	(15.5%)	(17.2%)	(5.2%)	(12.1%)	(10.3%)	(5.2%)			100%	

(表21)

学部・研究科	職位	71歳 以上	66歳～ 70歳	61歳～ 65歳	56歳～ 60歳	51歳～ 55歳	46歳～ 50歳	41歳～ 45歳	36歳～ 40歳	31歳～ 35歳	26歳～ 30歳	計
法学部	教授	0	0	5	1	1	4	1	0	0	0	12
				(41.7%)	(8.3%)	(8.3%)	(33.3%)	(8.3%)				100%
	准教授	0	0	0	0	0	0	1	1	4	0	6
								(16.7%)	(16.7%)	(66.7%)		100%
	専任講師	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
										(100.0%)		100%
助教												0
学部計		0	0	5	1	1	4	2	1	6	0	20
				(25.0%)	(5.0%)	(5.0%)	(20.0%)	(10.0%)	(5.0%)	(30.0%)		100%
社会情報学部	教授	0	1	2	0	4	3	0	0	0	0	10
			(10.0%)	(20.0%)		(40.0%)	(30.0%)					100%
	准教授	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	4
					(25.0%)			(25.0%)	(50.0%)			100%
	専任講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
助教												0
学部計		0	1	2	1	4	3	1	2	0	0	14
			(7.1%)	(14.3%)	(7.1%)	(28.6%)	(21.4%)	(7.1%)	(14.3%)			100%

(表21)

学部・研究科	職位	71歳 以上	66歳～ 70歳	61歳～ 65歳	56歳～ 60歳	51歳～ 55歳	46歳～ 50歳	41歳～ 45歳	36歳～ 40歳	31歳～ 35歳	26歳～ 30歳	計	
法学研究科	教授	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
					(100.0%)								100%
	准教授	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	専任講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学部計	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
				(100.0%)									100%
地域社会 マネジメント 研究科	教授	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
				(100.0%)									100%
	准教授	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	専任講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学部計	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
			(100.0%)										100%
大学合計		0	10	33	18	23	13	15	12	11	1	136	
			(7.4%)	(24.3%)	(13.2%)	(16.9%)	(9.6%)	(11.0%)	(8.8%)	(8.1%)	(0.7%)	100%	
定年 68 歳													

[注] 1 学部、大学院研究科（及びその他の組織）の専任教員について、所属組織ごとに作成してください。  
ただし、教養教育担当者が学部に分属しているものの教養教育は全学共通で行っている場合は、その教員数を学部から除き、教養教育担当者の表を学部準じて別個に作成してください。

2 各欄の下段にはそれぞれ「計」欄の数値に対する割合を記入してください。

4 専任教員の担当授業時間

経営学部（25人） ※1

（表22）

区分 \ 教員	教授	准教授	講師	助教	備考
最高	19.4 授業時間	16.1 授業時間	-	-	1 授業時間 45分 ※[教授]…最低時間5.1 役職者（常務理事）のため 責任授業時間4.0 ※[准教授]…最低授業時間6.0 研究員派遣（後期）のため 責任授業時間4.0
最低	5.1 授業時間	6.0 授業時間	-	-	
平均	11.1 授業時間	10.6 授業時間	-	-	
責任授業時間数	(8.0 授業時間)	(8.0 授業時間)	(8.0 授業時間)	-	

経済学部（16人） ※1 「担当科目なし（体調不良のため）の教授1名を除く」

（表22）

区分 \ 教員	教授	准教授	講師	助教	備考
最高	16.0 授業時間	12.1 授業時間	11.1 授業時間	-	1 授業時間 45分 ※[教授]…最低時間5.1 特別専任教授のため責任授業 時間6.0（履修者がいない授業 を除いているため5.1時間） ※[准教授]…最低時間5.1 研究員派遣（前期）のため 責任授業時間4.0 ※[講師]…最低時間6.1 履修者がいない授業を除いて いるため
最低	5.1 授業時間	5.1 授業時間	6.1 授業時間	-	
平均	10.1 授業時間	8.8 授業時間	9.4 授業時間	-	
責任授業時間数	(8.0 授業時間)	(8.0 授業時間)	(8.0 授業時間)	-	

人文学部（56人） ※1 「担当科目なし（研究員派遣(1年)）の教授1名、准教授1名を除く」

（表22）

区分 \ 教員	教授	准教授	講師	助教	備考
最高	22.0 授業時間	17.3 授業時間	16.0 授業時間	-	1 授業時間 45分 ※[教授]…最低時間6.0 特任教員等のため責任授業時間6.0
最低	6.0 授業時間	8.6 授業時間	11.0 授業時間	-	
平均	11.4 授業時間	12.6 授業時間	13.1 授業時間	-	
責任授業時間数	(8.0 授業時間)	(8.0 授業時間)	(8.0 授業時間)	-	

法学部（20人） ※1

（表22）

区分	教 員	教 授	准 教 授	講 師	助 教	備 考
最 高		13.0 授業時間	10.0 授業時間	8.0 授業時間	-	1 授業時間 45分 ※[教授]…最低時間4.0 研究員派遣（後期）のため 責任授業時間4.0 ※[准教授]…最低時間4.0 研究員派遣（前期）のため 責任授業時間数4.0 ※[講師]…最低時間2.0 カウンセラーと兼務のため 担当時間軽減
最 低		4.0 授業時間	4.0 授業時間	2.0 授業時間	-	
平 均		10.7 授業時間	7.8 授業時間	5.0 授業時間	-	
責任授業時間数		(8.0 授業時間 )	(8.0 授業時間 )	(8.0 授業時間 )	-	

社会情報学部（13人） ※1 「担当科目なし(研究員派遣(1年))の教授1名を除く」

（表22）

区分	教 員	教 授	准 教 授	講 師	助 教	備 考
最 高		19.0 授業時間	15.5 授業時間	-	-	1 授業時間 45分
最 低		8.0 授業時間	12.0 授業時間	-	-	
平 均		11.8 授業時間	13.6 授業時間	-	-	
責任授業時間数		(8.0 授業時間 )	(8.0 授業時間 )	(8.0 授業時間 )	-	

法学研究科（1人） ※1

（表22）

区分	教 員	教 授	准 教 授	講 師	助 教	備 考
最 高		6.0 授業時間	-	-	-	1 授業時間 45分 ※[教授]…最低時間6.0 特別任用教授のため責任授業時間 6.0
最 低		6.0 授業時間	-	-	-	
平 均		6.0 授業時間	-	-	-	
責任授業時間数		(8.0 授業時間 )	(8.0 授業時間 )	(8.0 授業時間 )	-	

教 員 区 分	教 授	准 教 授	講 師	助 教	備 考
最 高	10.4 授業時間	-	-	-	1 授業時間 45分
最 低	10.4 授業時間	-	-	-	
平 均	10.4 授業時間	-	-	-	
責任授業時間数	(8.0 授業時間 )	(8.0 授業時間 )	(8.0 授業時間 )	-	

- [注] 1 学部、大学院研究科（及びその他の組織）の専任教員について、所属組織ごとに作成してください。本表においては、担当授業時間数が「0」となる専任教員（例：サバティカル等による）は、本表には含めず、注書きを付してください。  
（記入例：※1「サバティカル取得中の教授1人を除く」）
- 2 専任教員が当該大学において担当する1週間の最高、最低及び総平均授業時間を記載してください。
  - 3 「備考」欄に1授業時間が何分であるかを記入してください。ここでいう授業時間とはいわゆるコマではないので、1コマ90分の場合は、45分と記入してください。
  - 4 専任の教授、准教授、講師、助教の1週間の責任授業時間数等の規定が無い場合は、「責任授業時間数」欄には「-」を記入してください。
  - 5 担当授業時間が特に多い教員、または特に少ない教員がいる場合において、何らかの事由がある時は、そのことを欄外に付記してください。
  - 6 開設されているものの、履修者のいない科目についても上表に含めてください。